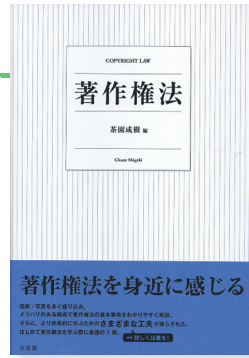


著作権法

茶園成樹 編

2014年4月刊/298頁/本体2600円+税
A5判/並製



編集
担当者
から

本書は著作権法の基本をわかりやすく示した解説書です。スマホ、SNS等の普及により、知らずに著作権の問題に触れる機会が格段に増えています。報道でも、「ゴーストライター問題」等、知的財産に関するものが話題になることが少なくありません。もはや著作権法は、私たち現代社会に生きる一人ひとりの必須科目といって差し支えないでしょう。

本書は、身近な事例を豊富に用いることで、著作権法について学ぶべき基本を確実に自分のものとする手助けをしてくれます。また本文に関連した図や写真を多数用いることで、場面のイメージを描きつつ読むことができます。さらに、法律学に特有の用語は別欄で解説していますので、法律を学んだことの無い方も、親しみをもってお読みいただけます。他にも工夫がありますので、ぜひお手にとって下さい。著作権法を学ぶ際には本書からはじめることで、芯の通った基本を身につけることができます。

最後に余談です。本書のカバーは青を基調としています。同時期刊行の『商標法』は緑です。既刊の『知的財産法入門』(赤)『特許法』(橙)『意匠法』(黄)とあわせ、虹の完成をぜひお楽しみにお待ち下さい。(井植)

Point!

P 多数の事例で問題となる場面をイメージ!

第2章 著作物

がある¹⁷⁾。

第三に、あるアイデアを表現しようとする一定の表現を採らざるを得ないような場合も、表現の選択の幅がないので「創作性」が否定されることになる。このような場合は、「アイデアと表現の一貫」と呼ばれている¹⁸⁾。判例では、日本の威に関する定義について、著作物性を否定したものがあ¹⁹⁾。

5 文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの

最後に4つ目の要件が、「文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」である。法文上、文芸・学術・美術・音楽の4つの分野が列挙されていることから、これら以外の分野は対象外とされているようにも映るが、判例上、知的・文化的な精神活動の所産全般を指すものと解されてお²⁰⁾。著作権法の保護対象をいらずに限定して捉える必要はない。

この要件の実質的な意義は、4つの分野に該当するかどうではなく、文化振興法である著作権法と、産業振興法である産業財産法(特許法や商標法等)との保護対象を区別する役割を有しているという点にある。例えば、自動車のデザインや椅子のデザイン等で創作性にもなるものが作られたとしても、それは実用的あるいは産業的な創作であるため、この要件に照らして著作権法の保護

属する 著作権の種類

対象からは外れることになる。この点についての詳細は、応用美術の項において説明する(⇒本書第5節5項)。

CASE 2-1) の考え方

著作物として保護されるのは、具体的な創作表現である。小説の登場人物の人物像(容姿や性格、氏名)は著作物にはあたらないため、名簿簿文を登場させた小説を自身が勝手に書いたとしても、それだけでは人がこれまでに書いた小説の著作物を模倣するものでない。ただし、自身が書いた仮想的な小説において、人が創作した小説の具体的な創作表現の部分を借用して記述しているような場合には、人の著作物を模倣する可能性が生じるものであり、第2章「著作権の種類」に記述する侵害行為の認知性も踏まえて表現の権利侵害の有無が判断されることとなる。

第2節 著作物の種類

POINT

- ◆ 2条1項1号で定義された著作物を分りやすく把握できるよう、著作権法では著作物の9種の例が挙げられている。
- ◆ ただし、例示である以上、2条1項1号の定義に当てはまるものは、例示に該当しない場合であっても、著作物として保護される。
- ◆ 例示された著作物の種類によっては、付与される権利内容等が異なるので、注意が必要である。

CASE 2-2) 次(イ)・(ロ)は著作物といえるだろうか。その場合、どの種類の著作物にあたるだろうか。

- (1) その場で演奏してしまう演奏会の命題
- (2) 運動会の種目をデジタルビデオカメラで撮影・編集したものを

17) 東京地判平成7年12月18日知的財産争訟(愛4号)38頁(ラストメッセージ事件)では、問題となった雑誌誌面の最終号の扉紙(愛読への感謝、読者に関するお詫言、書籍誌の案内等)のうち、これらの内容をあふらした扉紙で記述されている部分は創作性を欠くので、著作物とは認められないとされている。

18) コロン(1)44頁(金井重雄)。

19) 東京地判平成4年4月25日判時1509号130頁(威の定義事件)では、原告が長年の編集経験によって培った威特有な表現を併用定例に、原告が同一学術的意図で全く異なる第一形態の文書で記述するほかなく、その変換は原告の学術的意図そのものであると、その表現形式に創作性がないため、著作物性は認められないとされている。中山58頁以下の「理想と現実の範囲(インジューアメント)」の題名を参照。

20) 「アイデアと表現の一貫」については、「創作性」の欠如という点からだけでなく、「表現」を保護するという著作権法の趣旨(⇒本書第3章)に反するから、その表現の「著作物性」を否定する論議がなされることである。このような場合に「表現」を模倣することは、とりもなす「アイデア」を模倣し模倣品に該当するに過ぎないからである。大塚俊夫「著作物性」教習判例・裁判集解編「新」裁判実務体系(22)：著作権関係訴訟(2)(著作権法、2004年)131頁以下を参照。

21) 判例時133の東京高判昭和62年2月19日のはが、大阪高判平成12年3月30日(平成10年(ワ)13377号)【複製くん事件】。

24

25

150 | 法学教室 | June 2014 No.405